

「職業実践教育プログラム」認定制度の創設について（案）

1. はじめに

- 平成27年3月の教育再生実行会議「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（第六次提言）において、「大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。」との提言がなされた。
- これを踏まえ、文部科学省に設置された「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」において、平成27年3月以降、〇回の会議を開催し、社会人の学び直しに資する実践的・専門的な教育プログラムの内容など認定の仕組みを構築するに当たり必要な事項等について検討を行ってきた。
- 職業に必要な能力を修得、更新及び向上するため、大学等において再教育を受けたいと考える人は多く、そのニーズは高いものの、社会人や企業のニーズに合ったカリキュラムや教育方法が提供されていないことや経済的な負担などから、実際に大学等で学び直している人は少ないのが現状である。
- 「社会人」は、働きながら仕事に必要な能力を向上したい人、再就職に当たって学び直したい人や能力を向上したいが何を学べばいいかわからない人など、それぞれが様々な背景を持つとともに、企業派遣や自己啓発など学び直す形態も様々であることから、大学等において、大学等の資源を活用しながら、社会人が求める能力向上に資する多様なプログラムが提供され、学べる機会が継続的に広く提供されていくことが望ましい。
- また、社会からの需要はあるが、現在、大学等において、さほど提供されていない「女性活躍」、「非正規職員のキャリアアップ」、「中小企業活性化」、「地方創生（地域活性化）」などにフォーカスしたプログラムの拡大・奨励や、これまで社会人の学び直しプログラムとしては注目されてこなかったが、職業に必要な能力の修得に資するプログラムの掘り起こしを行うことも重要である。

- このため、大学、短期大学、大学院、高等専門学校において、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを提供する場合に、当該プログラムを文部科学省が認定し奨励することにより、学び直す選択肢の見える化、大学等におけるプログラムの魅力向上、企業等の理解増進を図る必要がある。
- この「職業実践教育プログラム」の目的及び認定基準等については、次のとおりと考える。

2. 「職業実践教育プログラム」について

(1) 目的

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践教育プログラム」として文部科学大臣が認定することにより、①学び直す選択肢の見える化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、社会人学び直しを推進すること。

大学、短期大学、大学院、高等専門学校において、社会人（特に職業に必要な能力の修得を求める人※）や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを提供する場合に、当該プログラムを文部科学省が認定する制度を新設し、①～③により社会人学び直しを推進する。

※在職者（正規・非正規を問わない）、求職者など。雇用者、自営業者を問わない。

①<学び直す選択肢の見える化>

- ・社会人が現在の職業、転職及び求職に必要な能力を修得したいと考えた際に、大学等が提供するプログラムから、当該能力の修得に資するものを選択しやすくする。
- ・中でも、「女性活躍」、「非正規職員のキャリアアップ」、「中小企業活性化」、「地方創生（地域活性化）」などにフォーカスしたプログラムについては、それぞれ一覧にして公表・周知することにより、社会からの需要はあるが、現在、さほど大学等において提供されていない取組を奨励することにもつながると考えられる。
- ・また、大学等における既存のプログラムで、これまで社会人の学び直しプログラムとしては注目されてこなかったが、職業に必要な能力の修得に資するプログラムの掘り起こしを行う。

②<大学等におけるプログラムの魅力向上>

- ・大学等において社会人学び直しプログラムを提供する際に、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育内容や社会人が職業と両立しやすい弾力的な履修形態とするなど、プログラム内容がより一層社会人や企業にとって魅力あるものとなる。
- ・「社会人」は、働きながら仕事に必要な能力を向上したい人、再就職に当たって学び直したい人や能力を向上したいが何を学べばいいかわからない人など、それぞれが様々な背景を持つとともに、企業派遣や自己啓発など学び直す形態も様々であることから、大学等において、社会人が求める能

力向上に資する多様なプログラムが提供され、学べる機会が継続的に広く提供されていくことが望ましい。

③<企業等の理解増進>

現状として、約半数の企業等が原則として大学等への修学を認めていないが、文部科学省が大学等の実践的なプログラムを認定することにより、社会人のプログラム受講に対する企業等の理解が得られやすくなる。

(2) 認定基準等

① 対象とするプログラムの範囲

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラムであること。

- 職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を修得するためには、体系的な教育課程を修了する必要があると考えることから、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程のほか、社会人及び企業等からの短期間での学び直しのニーズに対応するため、学校教育法第105条に基づき体系的に編成された特別の課程（履修証明プログラム）を対象とする。

※社会人が自らの能力向上を、若しくは、企業等が職員の能力向上を目的として、参加できるプログラムを対象にすべきと考えることから、特定の企業や団体のみを対象とするプログラムは対象としない。

※既存・新規を問わず、認定基準に該当するプログラムであれば認定する。

② 認定すべき「プログラム」の教育内容・教育方法

職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を育成するため、総授業時数の一定以上を以下のいくつかの教育内容・教育方法による授業で占めていること。

- ・ 実務家教員による授業、
- ・ 双方向若しくは多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ、グループディスカッションやケースメソッドなど）、
- ・ 実地での体験活動（インターンシップ、海外大学等への留学や現地調査など）、
- ・ 企業等と連携した授業

- 職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を育成するに当たっては、学際性に配慮した学修や特定の分野を深く追求した学修だけでなく、実務家教員による最先端にテーマを置いた内容の授業や実際の課題を題材にした内容の授業、一方向に行われる講義ではなく双方向若しくは多方向に行われる討論などの実践性の高い授業が、総授業時数の一定以上を占めている必要がある。

- 正規課程・履修証明プログラムという受講形態や学問分野は異なるとしても、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を育成する教育手法

としては上述の項目が共通して貢献するものと考えられる。

③認定すべき「プログラム」の設計

ア. 対象とする職業分野や修得可能な能力の明確化について

プログラムの対象とする職業分野を具体的かつ明確に設定し、公表していること。

当該プログラムによって修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表していること。

- プログラムの対象とする職業分野や当該プログラムによって修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表することを認定基準とすることにより、大学等においてプログラム設計やカリキュラム編成を行うに当たって、これらを一層意識した教育内容とすることが見込まれるとともに、社会人や企業等が学び直しを検討する際に、求める能力の修得に資するプログラムを選択しやすくなる。

イ. 成績評価について

受講者の成績評価を行っていること。

- 正規課程においては実施されていることであるが、履修証明プログラムについても、受講者の成績評価を求めることとする。
- 受講者の成績評価を行うことにより、受講者の意識向上や当該プログラムの社会的な評価の向上につながる。

ウ. 自己点検・評価について

自己点検・評価を行い、結果を公表していること。

- 正規課程においては実施されていることであるが、履修証明プログラムについても、自己点検・評価を行い、結果を公表することを認定基準とすることにより、大学等に対して、結果を踏まえたプログラムの恒常的な改良を意識づけることができ、質の担保につながる。

エ. 企業等との連携について

課程の編成及び自己点検・評価に当たっては、関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築していること。

- 課程の編成及び自己点検・評価の過程で、関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築することにより、社会人や企業等のニーズを踏まえ、職業に必要な実践的かつ専門的なプログラム内容に発展させていくことが必要である。
- 意見を取り入れる仕組みとしては、例えば、企業等を含めた課程編成の検討や評価を行う会議体を設置することなどが考えられる。

オ. 社会人が受講しやすい工夫について

社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

- 開講時間・開講日、開講場所や費用等が社会人の学び直しの障害となっている場合があることから、各プログラムに適した方法により、例えば、休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇期間における集中開講、サテライト開講、ＩＴ活用、社会人を対象とした経済的支援の仕組み、補講の実施などの工夫を行っている必要がある。

④名称について

社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを認定する制度であることから、「職業実践教育プログラム」という名称が考えられる。

3. おわりに

- 本制度は、予算等による支援事業という形ではなく、制度として普遍的な仕組みを創設することにより、社会人の学び直しを継続的・発展的に拡大していくための土台となるものと考えており、まずは、本報告を踏まえ、具体的な「職業実践教育プログラム」認定制度の早期実現を期待するものである。
- 本検討会においては、当該制度の設計以外に、大学等における新規プログラム立ち上げ時にトライアルしやすい仕組みの整備や教員へのインセンティブ付与、大学等における学び直しを修了したことに対する社会的な通用性・評価の向上、社会人が学び直しに取り組みやすい職場環境づくりの必要性などについても、広く議論がなされた。
- 今後、本制度を土台とし、社会人の学び直しを促進していくために必要な政策があわせて行われるとともに、厚生労働省が行っている労働者への教育訓練に係る支援制度等各省の政策とも連携がなされることにより、さらなる効果を期待するものである。

【参考】認定の仕組みについて

<認定>

- 文部科学省において、毎年、大学等からプログラムの公募を実施。（応募に当たっては、大学等から必要な申請書類を文部科学省に提出していただく。）
- 文部科学省で申請を受け付け、申請書類の内容について、認定要件への適合・不適合を審査。
- 適合したプログラムを「職業実践教育プログラム」として認定・公表。
- ※文部科学省において、定期的に、認定したプログラムが認定要件に適合していることの確認を行う。

<認定の取消>

- プログラムの認定を受けた大学等は、申請時に提出した書類の内容に変更を生じ、認定要件に適合しなくなった場合（プログラムの廃止を含む）には、文部科学省に届出を行う。
- 文部科学省において、届出の内容を確認の上、認定を取り消す。

<その他>

- 申請する各プログラムが「女性活躍」、「非正規職員のキャリアアップ」、「中小企業活性化」、「地方創生（地域活性化）」などにフォーカスした取組である場合には、申請書類にその旨記載していただき、認定プログラムの公表の際に、それぞれ一覧にして公表する。
- 応募を検討する大学の参考に資するため、公募の際には、各大学の工夫の事例をあわせて周知する。